

令和7年度「介護サービス情報の公表」調査員養成研修開催要綱

1. 趣旨

平成18年度より施行された「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスを利用しようとしている方の事業所選択を支援することを目的として、事業所の情報を、都道府県がインターネット等により公表するしくみです。介護サービス情報の公表にあたっては、県が指定した調査機関から派遣された調査員が、定期的に事業所を訪問して、事業所が提出した情報の内容が事実かどうか、確認のための調査を行います。

この調査を行うために必要な知識、技能を有する調査員を養成するための研修を実施します。

2. 実施主体

福井県

3. 運営主体

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

福井県介護サービス指定調査員養成研修機関

4. 研修内容・日程

別紙のとおり

5. 受講対象者 ※（１）～（６）すべてに当てはまる方

- （１）福井県に在住の方
- （２）普通自動車免許および自家用車をお持ちで任意保険に加入している方
- （３）福井県全域に行ける方
- （４）研修の全日程を受講でき、令和8年度以降、指定調査機関の調査員として、継続して調査業務に従事することが可能な方
- （５）介護支援専門員、社会福祉士、看護師、介護福祉士、訪問介護員等、福祉・保健・医療等の資格をお持ちの方、又は福井県が同等の業務遂行能力を有すると認めた方
- （６）ネット環境があり、簡単なパソコン操作が可能な方（インターネット検索、メールの送受信等）

6. 受講定員

40名

7. 講師

県健康福祉部長寿福祉課介護保険担当、調査員指導者養成研修修了者等

8. 修了証

研修を修了した方には、福井県から修了証が交付されます。

9. 受講費用

9,900円(テキスト代)

※研修の受講に係る旅費、昼食等の経費については、各自でご負担願います。

※受講者の都合により受講を中止した場合でも、受講費用は返還しません。

10. 受講申込み

(1) 受講申込書を、**令和7年9月12日(金)(必着)**までに郵送してください。

①自家用車の任意保険加入状況がわかる証書の写しを添付してください。(受講申込者全員)

②介護支援専門員、社会福祉士、看護師、介護福祉士、訪問介護員等の資格を有する方は、その登録証・免許証等の写しを添付してください。

③受講申込者の勤務先の運営法人が介護保険事業のサービスを実施している場合は、勤務先の運営法人が実施する介護保険事業のサービスについてもご記入ください。(該当者のみ)

※受講申込者の勤務先の運営法人が提供する介護保険サービス事業と同種のサービスについて、研修科目の受講は可能ですが、調査は担当できませんのであらかじめご承知おきください。

(2) 書類選考があります。選考結果に関するお問合せには応じることができませんので、あらかじめご了承ください。受講の可否(選考結果)は、通知にてご連絡いたします。

また、提出いただいた書類は返却いたしません。

(3) 受講希望者が少ない場合、当該研修の全日程について取り止めとなることがあります。

11. 会場

福井県社会福祉センター 4階 第1・2研修室

〒910-8516 福井市光陽2-3-22 TEL. 0776-24-2339

12. 受講申込み・問合わせ先

(書類提出先)

〒910-8580

福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部長寿福祉課 介護サービスグループ

TEL : 0776-20-0332 FAX : 0776-20-0713

Eメールアドレス: hokaisei@pref.fukui.lg.jp

(研修業務受託先)

〒910-8516

福井市光陽2-3-22

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会内

福井県介護サービスの情報公表制度指定調査員養成研修機関

TEL : 0776-24-2347 FAX : 0776-24-8942

Eメールアドレス: hyouka@f-shakyo.or.jp

13. その他留意事項

研修修了後、調査機関から調査員の委嘱をされて調査員として活動することができます。

本研修修了は必ずしも調査機関との契約及び調査員としての就業を保証するものではありません。

(別紙) 令和 7 年度「介護サービス情報の公表」制度調査員養成研修カリキュラム

日時		内容	時間 数	会場
10/23 (木)	13:15-13:30	オリエンテーション		福井県 社会福祉 センター 4 階 第 1・2 研修室
	13:30-14:30	介護サービス情報の公表制度の理念に関する講義	1H	
	14:30-15:30	介護サービス情報の公表制度の内容に関する講義	1H	
	15:30-16:00	調査員の心得	0.5H	
	16:00-17:00	調査事務の理解に関する講義	1H	
10/29 (水)	9:30-11:30	介護老人福祉施設	2H	"
	11:30-12:15	昼食		
	12:15-14:15	介護老人保健施設・介護医療院	2H	
	14:15-17:15	福祉用具貸与・居宅介護支援	3H	
10/30 (木)	9:30-11:30	特定施設入居者生活介護	2H	"
	11:30-12:30	訪問リハビリテーション（前半）	1H	
	12:30-13:15	昼食		
	13:15-14:15	訪問リハビリテーション（後半）	1H	
	14:15-16:15	通所介護・通所リハビリテーション	2H	
	16:15-17:15	訪問介護・訪問入浴介護（前半）	1H	
10/31 (金)	9:30-10:30	訪問介護・訪問入浴介護（後半）	1H	"
	10:30-12:30	訪問看護	2H	
	12:30-13:15	昼食		
	13:15-16:15	調査事務の演習	3H	
	終 了			

※日程、会場、カリキュラムの順番は、変更になる場合があります。ご了承ください。

～ 介護サービス情報の公表制度と調査員について ～

- 「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険法に基づき平成18年4月からスタートした制度で、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組みです。これらの情報は、「介護サービス情報公表システム」※¹ を使うことで、インターネット等でいつでも誰でも気軽に入手することができます。
- この制度では、事業所に、サービス毎に定められた 調査票項目を介護サービス指定情報公表センター※²へ報告すること、さらに「介護サービス情報の公表制度における調査の指針」に基づき調査の対象となった場合は、指定調査機関※³から派遣された調査員による事実確認のための訪問調査を受審することを義務付けています。
- 報告・公表は毎年1回、調査は6年に1回(例年9月～2月)行われています。
- 調査員になるには、本調査員養成研修を修了していただく必要があります。
- 研修修了者は福井県から修了証が交付され、県の名簿に登録されます。
- 調査員として活動するには、指定調査機関より委嘱を受ける必要があります。
- 調査員は、調査の過程において調査対象事業所の有する秘密を知りうる立場となることから、調査対象事業所と利害関係をもたず、中立・公正な調査が遂行できる者であることが必要であり、秘密保持の義務が課せられています。
- 調査員は、1日1～2件の介護サービス事業所の調査を行います。原則自家用車で移動し、自宅から直行・直帰となります。(調査は1人以上で実施します。)
- 調査時間は、サービス種別や事業所の準備状況により異なります。
- 調査員の謝金については、介護老人福祉施設および介護老人保健施設については1事業所の調査あたり7,000円、その他のサービスについては1事業所の調査あたり5,500円を支給しています。(掲載調査機関の規定による)

※一体的な報告・調査となる同類系サービスについては、1事業所とみなします。

※令和6年度調査実績 1人平均 4～5件

※¹…厚生労働省が管理する全国の介護サービス事業所・施設の情報が掲載されているホームページです。
所在地や提供しているサービスの情報から、お住まいの地域の事業者や施設も検索することができます。

※² ※³…福井県では、社会福祉法人 福井県社会福祉協議会が介護サービス指定情報公表センターおよび指定調査機関の指定を受け、公表制度にかかる事業を運営しています。

令和7年度「介護サービス情報の公表」調査員養成研修受講申込書

申込年月日 令和7年 月 日

ふりがな	
氏名	
生年月日・性別	昭和・平成 年 月 日 (満 歳) 男・女
自宅住所	〒
連絡先	(自宅電話) (FAX) (携帯電話) (E-mail)
日中の連絡先	自宅電話・携帯電話・職場電話
自家用車任意保険加入	保険加入状況がわかる証書の写しを添付してください。
職歴(主なもの1つ)	
保健・福祉・医療等の現場での経験年数 ※令和7年4月1日時点	通算 年 か月
保健・福祉・医療等の資格の有無等	あり・なし (「あり」…介護支援専門員、社会福祉士、看護師、介護福祉士、訪問介護員の資格の名称を記入) ※記入した資格の登録証・免許証等写しを添付してください。 ※「あり」の場合1日目午前の講義「介護保険制度の理解に関する講義」および「介護サービスの基礎的知識に関する講義」の受講が免除となります。
業務従事可能日数	1週間あたり 日 または 1か月あたり 日
特記事項	

↓現在勤務されている方のみご記入ください。

勤務先	(法人名) (事業所名) (職名) (住所) (電話) (FAX)
勤務先の運営法人が実施する介護保険事業のサービス	あり・なし ※ありの場合は、裏面の「勤務先の運営法人が実施する介護保険事業のサービスについて」をご記入ください。

- 受講申込書に記載された個人情報については、適正に管理を行い、本制度調査員名簿管理事務の目的以外に利用することはありません。

【申込先】

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
福井県健康福祉部長寿福祉課 介護サービスグループ
TEL. 0776-20-0332 FAX. 0776-20-0713
Eメールアドレス: hokaisei@pref.fukui.lg.jp

勤務先の運営法人が実施する介護保険事業のサービスについて

＊勤務先の運営法人が実施しているサービスに該当する区分に○をしてください。

No	区分	実施	各区分に該当するサービス
1	訪問介護		訪問介護(予防を含む) 夜間対応型訪問介護
2	訪問入浴介護		訪問入浴介護(予防を含む)
3	訪問看護		訪問看護(予防を含む)
4	訪問リハビリテーション		訪問リハビリテーション(予防を含む)
5	通所介護		通所介護(予防を含む) 認知症対応型通所介護(予防を含む) 指定療養通所介護 地域密着型通所介護
6	通所リハビリテーション		通所リハビリテーション(予防を含む)
7	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)		特定施設入居者生活介護(予防を含む) 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型)(予防を含む) 地域密着型特定施設入居者生活介護
8	特定施設入居者生活介護 (軽費老人ホーム)		特定施設入居者生活介護(予防を含む) 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型)(予防を含む) 地域密着型特定施設入居者生活介護
9	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅))		特定施設入居者生活介護(予防を含む) 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型)(予防を含む) 地域密着型特定施設入居者生活介護
10	福祉用具貸与		福祉用具貸与(予防を含む) 特定福祉用具販売(予防を含む)
11	小規模多機能型居宅介護		小規模多機能型居宅介護(予防を含む)
12	認知症対応型共同生活介護		認知症対応型共同生活介護(予防を含む)
13	居宅介護支援		居宅介護支援
14	介護老人福祉施設		介護老人福祉施設 短期入所生活介護(予防を含む) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
15	介護老人保健施設		介護老人保健施設 短期入所療養介護(介護老人保健施設)(予防を含む)
16	介護医療院		介護医療院 短期入所療養介護(介護医療院)(予防を含む)
17	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		定期巡回・随時対応型訪問介護看護
18	看護小規模多機能型居宅介護		看護小規模多機能型居宅介護